

令和4年度 第3回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月24日 10時00分から10時30分

2 開催場所 猿払村役場2階 庁議室

3 出席委員 (8人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	6番	宮尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員

4 欠席委員

9番 木村委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

第5 議案第2号 現況証明願について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係 小高主事

農地係 眞坂主事

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので令和4年度第3回総会を開会致します。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を縮小して開催いたしますので、よろしくお願いします。

それでは早速、日程に入らせていただきたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第二、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、6番宮尾敦子君、7番森哲也君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

阿部局長 日程第3、事務報告。令和4年7月29日から令和4年10月21日まで。7月29日、令和4年度第2回猿払村農業委員会総会を開催。農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等、農地法第4条の規定による許可申請について議題とし、全て可決されました。

8月17日、令和4年度第1回宗谷管内担い手推進会議をオンライン方式により、役場庁舎内で実施しております。末永次長が出席しております。内容につきましては、宗谷管内新規就農者等確保・育成対策事業（独自事業）等の情報共有、各地域の担い手育成センターの取り組みについての意見交換を行ったところでございます。

8月18日、令和4年度第1回宗谷農村パートナー対策協議会を役場第5会議室にて開催しております。末永次長、事務局2名の出席により開催いたしました。

8月30日～31日、人・農地など関連施策の見直しに係る説明会が旭川市で開催しております。末永次長が出席しております。

内容につきましては、令和5年4月1日の法律施行に伴い地域計画の作成が必要となることから、計画作成に当たっての流れや運用方法、関連する制度についての説明を受けました。なお、この地域計画については経過措置により法律施行から2年以内に作成することとなっており、当村では既存の人・農地プランの計画期間の関係上令和7年3月までの作成を目指しているところであります。

9月16日、道営農業農村整備事業等環境情報協議会が稚内市で開催しております。末永次長が出席しております。

9月29日、令和4年度農業者年金記録管理システム研修会をオンライン方式により、役場庁舎内で実施をしております。事務局1名が出席しております。

内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の申請がありましたので、御審議願います。令和4年10月24日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としましては、〇〇〇〇さんの所有する農地について、元々保有合理化事業の案件として進めておりましたが、所有の土地の一部で公社買取の対象とできない土地があったことから合理化申請を解除し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に切り替え、〇〇〇〇さんへ所有権の移転をするというものです。

農地につきまして、附属資料の議案番号1番をご確認頂きたいと思います。

詳細については事務局から説明いたします。

眞坂主事

こちら明細に出しております、本年度7筆について、添付の附属資料1で写真図を載せております。

今現在〇〇さんが所有されている農地全筆でおよそ1,500万円となっておりますが、元々保有合理化で1,500万円の控除を利用しどなたかに引き継ぐ形で進めていたのですが、3筆ほど公社買取の対象外になってしまったので、利用集積に切り替え、2年間かけて全筆引き継ぐこととしました。そのためこの7筆については本年中に手続きを完了させ、翌年に残った筆について再度農業委員会にかけることとなります。一部賃貸借権がかかっている筆もありましたので、それに関しては翌年度にまわした形となっております。

配置については図面を参考としていただきたいのですが、一部細長い土地がありましたので、拡大図の白図も添付しております。

森 委 員 保有合理化から 18 条に切り替えることで、農地バンク等での補助条件等は出し手と受け手ともに変わってきますよね。

眞 坂 主 事 多少条件は変わってきますが、所得税法上で言えば単年 800 万円の特例控除があり 2 年度それぞれ 800 万円以下であれば〇〇さんにも税法上の負担も掛かりませんし、受け手にとっても合理化で引き継ぐと公社経由となり償還利子が発生するところ 18 条で 2 分割にすると償還期間も短縮でき負担減になることを農協と打合せした上でこのような形としました。

森 委 員 分かりました。

水 野 会 長 今回の案件につきまして、ほかにご質問等ございますか。
質疑が無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

水 野 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第 4、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決いたします。

続いて日程第 5、議案第 2 号、現況証明願についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿 部 局 長 日程第 5、議案第 2 号 現況証明願について。下記のとおり、現況証明願の提出がありましたので、ご審議願います。令和 4 年 10 月 24 日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては 1 件です。所在につきまして知来別 2846 番地 1、現況、原野。面積は 97, 324㎡のうち 247. 20㎡。所有者につきましては〇〇〇〇氏となっております。この農地につきまして、附属資料の議案番号 2 番をご確認下さい。当該地番の一部について、宅地造成に係る道路用地として村に所有権移転する予定で、今後分筆と地目変更をかける予定となっております。内容については以上です。

詳細につきましては事務局の方から説明いたします。

眞 坂 主 事 先ほど説明ありましたように、〇〇さんの保有している土地について先端の尖った部分を今後分筆して村の方に所有権移転することを進めておりまして、こちらについては今後宅地造成をかける予定ですので、村で買い取って同時に現況地目の変更をかける流れとなります。農業振興地域にもかかっているのですが、公共事業のための移転でかつ面積もごく僅かですので、農振の除外について手続きは特に必要ありません。そのため今回は分筆・地目変更手続きに必要な現況証明

を取らせていただくということになります。

森 委 員 実際には畑として使っているのは、地図でいう道路からカーブして坂になっている部分ですよね。

眞 坂 主 事 そうですね。そこから先は実質原野となっております。

水 野 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

水 野 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、現況証明願についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

森 委 員 一つよろしいでしょうか。

先ほど〇〇さんから〇〇さんに所有権移転する畑で、今まで今回の資料のように筆毎の面積や航空写真での所在地等確認していますが、中山間の図面を付けていただくと実際に有効利用している場所かが分かるので、手間であればこの内実際に使っているのはこのくらいなんだというのを出示していただくと、こちらでも利用状況が分かりやすくなると思います。

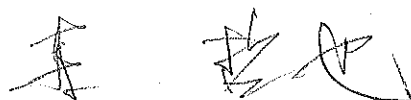
眞 坂 主 事 分かりました。今後、資料として付けるようにいたします。

水 野 会 長 ほかにございますか。

無ければ、これで第3回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議 長 水 野 正 継

会議録署名委員



会議録署名委員

